

小松大谷高校

いじめ防止基本方針

思いやる心の育成 気づく力の育成

いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

I、いじめ問題への基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、保護者や地域の方々・その他関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

II、未然防止

(1) 未然防止の考えと教師の姿勢

- ①未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり。
- ②生徒にきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持たず指導。（居場所と絆づくり）
- ③教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を出さない姿勢。
あらゆる時、場所での教師からの声かけ。
- ④生徒への喚起・・・授業の中で、諸々の通信の中で訴える。

(2) 未然防止の具体的取り組み

- ①工夫されたわかる授業づくり
・授業参観、職員研修、公開授業
→教師1人1人が年間数回行う授業参観や、各教科における公開授業、他校や様々な公開講座に参加することにより、授業力のアップを目指し、授業そのものを内容のある充実したものにする。

②校門での登下校指導

- ・登校時 5 人体制、下校時 2 人体制

→朝礼時前約 1 時間、校門付近～生徒玄関で 5 人の教師が立って、交通安全、あいさつ、服装指導などを行う。また、下校時には約 30 分校門で同様の指導を行う。また、これとは別に、G S 隊 (Greeting and Safety) という教師と生徒で立つ本校独自の組織も毎朝 20～30 分くらい学校周辺 2 カ所に立ち、明るい雰囲気作りに努める。基本は生徒とのコミュニケーションである。

③巡回指導 (授業、昼休み、栗津駅など校外指導)

- ・各授業 1 人体制、昼休み 4 人体制、放課後 2 人の巡回体制

→毎時間の授業中の校内巡回、昼休みの各学年での校内巡回、放課後栗津駅とその周辺の巡回を通して、いつでも見守られているという安心感を与える。また、いつでも教師に声をかけられる状況を作っておく。

④部活動での巡回 (部室、登下校姿勢)

⑤学担会の中での情報共有 (月 1 回)

→毎月の学担会の中で生徒の状況を確認し合い、情報を共有していく。

⑥広報活動

- ・生徒指導通信、宗教科だよりの発行 (月 1 回)

→毎月発行している生徒指導通信や宗教科だよりの中で、生命の大切さや、人を思いやる心の大切さを説き、1 人 1 人を尊重する心を養う。また、通信の中で、実際にいじめを受けている場合、或いは現場に居合わせた場合に、担任や生徒指導、教育相談に相談へ行くよう促すと同時に、普段からそういう雰囲気を作り、受け入れ体制を整えておく。

Ⅲ、早期発見

(1) 生徒のささいな変化に気づくことと、情報の共有

①ささいな変化

- ・ 1 人でいる、笑顔がない、声が弱い、教室全体にわっとした笑いがない、いやらしい笑い声、冷めた嘲笑、ちょっかい、からかい、悪口、中傷、つかい走り、脅し文句、物が隠される、落書き、不当な力関係

②情報の共有

- ・いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにを職員間で共有する。

→特に気になることがわかったら、その学年間で、生徒指導との間で、或いは部の顧問との間で情報を共有し、細心の注意を払っていく。

(2) コミュニケーションの強化

①生徒とのコミュニケーション (個人面談、普段の声かけ)

→定期的な個人面談や、その都度行う個人面談で、生徒との信頼関係を築く。また、掃除や各行事、部活動、その他校内外の様々な機会を通しての声かけや話し合いで、良好な関係を築くと同時に、情報を得る。

②教師とのコミュニケーション（学年団、保健の先生、相談員）

→普段から教師間でコミュニケーションをとりあい、特に気になる生徒には、複数の教師で気配り、目配りをする。

③保護者とのコミュニケーション（電話連絡、面談、家庭訪問）

- ・年2回の個人懇談、PTA総会、その他面談

→普段の電話連絡、個々の個人面談や、年2回の通知表渡し、家庭訪問の話し合いなどを通して、保護者との間の関係を築き、情報を交換する。

(3) いじめアンケートの実施

①学期ごとに年3回の実施

→少なくとも年3回、学期ごとに実施する。誰にも言えない声に対して、アンケートを通して思いを拾い上げる。アンケートは、個人の秘密性を保ちながら、気楽に生徒の声を出しやすい内容を考慮する。

IV、対応

(1) 生徒への対応

①いじめを受けている生徒に対する支援

- ・苦痛の共感的な理解と対応
- ・安全、安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援、心のケア

②いじめを行った生徒に対する指導

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※ 必要に応じて出席停止による指導、懲戒による指導、及び関係機関（児童相談所、警察等）との連携を行う。

③観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を見て見ぬふりをするのは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※ 関係生徒の個人情報については、その取り扱いに十分留意し、適切な支援、指導を行う。

(2) 保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者に対して

- ・事実を迅速に伝える
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針

や解決策について説明し、家庭と連携・協力して、根本的な解決を図る

②いじめを行った生徒の保護者に対して

- ・事実を迅速に伝える
- ・いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る

③全ての生徒・保護者に対して

- ・いじめの問題がクラス全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、クラス全体の意識を変える必要がある場合等は、保護者会を開催することがある

※ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切に行う。

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うことをいう。最近特にラインのSNSから生じたものや、動画共有サイトを使ったものが問題とされる。

②ネットいじめの予防

- ・フィルタリング
- ・教科「情報」における、情報モラル教育の充実
- ・ネット社会についての防犯教室・講話等の実施

③ネットいじめへの把握

- ・被害者からの訴え、閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

④不当な書き込みへの対処

・状況確認後、いじめと判断されれば、掲示板のアドレスを控え、書き込みを保存し、掲示板の管理者に削除を依頼する。管理者が不明等の場合はプロバイダ等に削除を依頼する。

V、重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

・連続の欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県総務課に報告するとともに、重大事態調査のための委員会を組織し、関係機関の支援を得て解決にあたる。

VI、その他

年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等		P T A総会		保護者懇談		
防止対策	オリエンテーション 入学式 保護者啓発			学校生活アンケート		
早期発見	G S隊・登下校指導・授業巡視・昼休み巡回を通じて生徒の動向を把握し、情報を共有する。					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等			保護者懇談			
防止対策	上山研修 (1年)		学校生活アンケート 人権講話			学校生活アンケート
早期発見	G S隊・登下校指導・授業巡視・昼休み巡回を通じて生徒の動向を把握し、情報を共有する。					